

# 現場環境改善に関する特記仕様書

令和7年8月 改正

## 1 目的

本工事における現場環境改善費は、現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮並びに一般住民への建設事業の広報活動を行うために実施するものであり、建設業の健全な発展や公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。

本特記仕様書の定めのない事業については、監督員と協議により決定すること。

## 2 現場環境改善費

### (1) 現場環境改善費率分費用について

原則として別表1に記載された各計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を請負人が選択し、実施するものとする。

ただし、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

請負人は、施工計画書に実施する項目を記載し、監督員の確認を得ること。

### (2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間等について、協議のうえ施工計画書に記載し、認められた費用については、実施内容を確認のうえ設計変更の対象とする。

熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとし、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限とする。

なお、熱中症対策・防寒対策に関する費用においては、積み上げ計上額の上限を超える部分を現場環境改善費率分に計上することもできるものとする。

ただし、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複する内容については現場環境改善費率分、及び積み上げ分の対象外とする。

### (3) 熱中症対策・防寒対策に関する費用以外の積み上げ計上分について

巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でない判断されるものの費用については、見積等を参考に適切に積み上げ計上するものとする。

### (4) リース品および購入品の費用について

リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

## 3 現場環境改善費の実施内容の報告について

現場作業完了後、速やかに以下の資料を監督員に提出し確認を得ること。

- (1) 実施写真等の実施状況を確認できる資料
- (2) 見積書等の実施費用を確認できる資料
- (3) その他監督員が要求した資料

別表1 現場環境改善費

＜率計上分＞	
計上費目	実施する内容
現場環境改善費 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備
	2. 緑化・花壇
	3. ライトアップ施設
	4. 見学路及び椅子の設置
	5. 昇降設備の充実
	6. 環境負荷の低減
現場環境改善費 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)
	2. 労働宿舍の快適化
	3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室)
	4. 現場休憩所の快適化
	5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善費 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)
	2. 盗難防止対策 (警報器等)
地域連携	1. 完成予想図
	2. 工法説明図
	3. 工事工程表
	4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む)
	5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む)
	6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営
	7. パンフレット・工法説明ビデオ
	8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む)
	9. 社会貢献
＜積み上げ計上分＞	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症対策・防寒対策に関する費用 ※変更設計額の現場環境改善費 (率分) × 50% 以内。</li> <li>・ 率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用</li> </ul>	